

発議第9号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

令和2年10月2日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

信田 利樹

福村 教親

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

福田 香織

北出 忠良

記

## 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

現行制度においては、「職員の給料、その他の給料及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされています。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっています。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

3月以降、新型コロナウイルス感染症対策の措置として、全国の学校が「臨時休業」となりました。国、各都道府県においてオンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれました。しかし、都道府県間格差・市町村格差は大きく、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年10月2日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛